

第12日目（6月16日）

○議 長(黒滝松男君) おはようございます。ご苦労さまです。散会前に引き続き本会議を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、清塚武敏君から家事都合のため遅刻の届けがでておりますので報告をいたします。

あわせて、新潟日報社より写真撮影及び音声録音の届けがでておりますので、これを許可いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前9時30分]

○議 長 若井達男君。

○若井達男君 休憩をお願いします。

○議 長 動議の方、賛成…。

○若井達男君 議長裁量でできますよ。

○議 長 休憩といたします。

[午前9時30分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前9時54分]

○議 長 ただいま議運を開きましたので、議会運営委員長のほうから報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。ただいま議会運営委員会を開かせていただきまして、第32号の発議第3号「テロ等準備罪」の廃案に係る意見書の提出について、提出者から取り下げの願いが出ましたので、議会運営委員会で諮って、取り下げることになりました。以上です。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

はい、ご苦労さまでした。

○議 長 それでは、配付のきょうの日程でございますけれども、今ほど話がありましたように、日程第32、発議第3号は取り下げというようなことでございますので、これを削除して、それぞれ33から1個ずつ繰り上げるということによろしいでしょうか。

[「はい」と叫ぶ者あり]

はい。そんな形で日程を変更させていただきます。

○議 長 それでは、日程第1、第48号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条

例の一部改正についてから、日程第4、平成29年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願までの4件を一括議題といたします。4件について、総務文教委員長・岡村雅夫君の審査報告を求めます。

18番・総務文教委員長・岡村雅夫君。

○岡村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。本委員会は平成29年6月5日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により、報告いたします。

第48号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第50号議案 南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定について、原案可決であります。

請願第1号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願、不採択とすべきものとなりました。

請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、採択すべきものと決定いたしました。

審査の状況については、期日は平成29年6月7日、委員の出席状況は8名、全員であります。議長の出席もいただいたところでございます。審査の内容については、執行部の出席を求め審査を行ったところであります。若干の補足説明をいたします。

第48号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、執行部からの追加説明はありませんでした。質疑、討論もありませんでした。採決の結果、原案可決ということであります。

第50号議案 南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定について、執行部からの追加の説明はありませんでした。主な質疑を何点か報告させていただきます。地元負担の考え、要するに地元負担が盛られていませんが、営利に係る施設をなぜ市が指定管理するのかというような質問がありました。施設は市営で、市が独自に行うスタンスになる。この施設によって、スキー場が潤うような形があれば、地元負担をいただければありがたいと考えている。そのような形で今後も地元スキー場とは協議を進めていきたい。

次に人件費400万円と委託費350万円の内容についての質問がありました。委託費は高鷲スノーパークのプロに来ていただいて、最後のカットイングをする人件費、それが400万円ですか。そして、雪入れ等の人件費が350万円というようなお話でございました。

今冬のやってみたあんばいでの、今後考えられる問題点という中で、ナイター設備についての質問がありました。これについては、ネーミングライツという、今、募集をしているそうではありますが、その中でその資金を充てられればという期待はしているわけではありますが、当然市でのナイター設備も、そういうことに関係なく市でナイター設備が必要になるのではないかという質疑があり、答えがありました。問題は学校、生徒等が日中使うということになると、平日はどうしても学校を休まなければならないというようなことから、ナイター

一の使用が必要だろうというようなことで、ナイター設備が必要だということでありました。

若干割愛させていただきますが、指定管理料は全て南魚沼市の負担なのか、あるいは県から補助金等が入っているのかという質問でありましたが、県とは運営費補助をお願いしたいという交渉はしている。しかし、今回のこの予算については、県補助は入っていません。全て市の持ち出しであるということでありました。指定管理料の精算について、もし利用料が170万円の予定のところ、200万、300万と増えてきた場合は、980万円の指定管理料が減額になるのかという質問でありましたが、多くの営業利益がでた場合は、市の指定管理料を減額していくという方向も当然考えている。不測の事態があった場合は別だが、980万円の指定管理委託料については上限というふうに捉えているという答えでありました。以上が大体の質疑であります。

次に請願第1号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願については紹介議員から説明をいただいて、幾つかの質疑がございました。主なものを紹介します。200 近くある国連加盟国の中で日本は特殊なのか。この税法について特殊であるのかということであると、特殊であると。戦前の家父長制度的な税制にそのまま残っていると、そういう実態ではないかという答えがありました。

途中、論議が白色、青色のほうに移ってしまいましたが、事業者がどちらか選択できるかという問題については、紹介者は基本は白色申告であって、青色を選択しない限りはメリットが認めないというのは問題なのではないかということでもあります。今度は条文的な問題では、基本は白色申告であるという条文はあるのかというような質問も出ました。56条が基本だとはどこにも書いていない。ただし、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等という中に57条があり、特例として認めるとなっていると。白色で認めないというのは、それを変えていただきたいというのがこの趣旨であるということでの回答がありました。

次に請願第2号の30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願についてであります。紹介議員からの説明を受け、質疑が2点ほどありました。文科省、財務省、国で実際にどこまで話し合われているのかという質問に対して、文部科学省と財務省とのせめぎ合いでうまくいかない。文部科学省については、子供たちの教育予算だけではなく、文化予算も含めて削られている。これはこの子供たちを実際にみている地方の自治体が、その場から出し続ける——要するに、地方からこういった声を上げ続ける以外に方法はないという回答でありました。もう一つ、近隣の市町の状況ということでもあります。十日町、津南町、魚沼市に同じような請願が今回出されているそうでもあります。隣の湯沢町は9月の議会になるといわれております。以上、補足説明を終わります。

○議 長 4件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 48 号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 48 号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 50 号議案 南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

最初に反対者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。第 50 号議案 南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加するものであります。まず、南魚沼市がこういう公共の施設、市有の施設を指定管理にする場合については、まず施設が完全に仕上がってなければならない。工事完了はこの 8 月末の予定であります。

市が発注した工事に対して、きちんとしたものを検査をして、完全に引き取って、その上でこういう屋外体育施設については、屋外体育施設条例の中にきちんと入れて、はっきりと市のものであるという形を示し、その後、この指定管理はどうするかということで議論をして、こういう指定管理にするという議案が出てくるのが普通であろうと思っている。順序が違うということ。

また、そもそも南魚沼市の指定管理、これについては管理条件の 3 というのがございます。新規施設、これについては、施設の目的等を考慮しながら、原則指定管理に委託をする、こうなっています。しかしながら、このモンスターパイプというものを見れば、専門的な技術、知識を所有した管理組合になるということ、岐阜の高鷲スキー場から代表がおいでいただき、その方を加えた管理組合ということであって、先ほど委員長報告にもあったとおり、人件費、委託費等を見ても、私はもしこの施設を指定管理に委託をするのであるならば、そういう専門的な知識、技術をもった集団、いってみれば岐阜高鷲スキー場から来るその専門チーム、こういうところに指定管理をするべきものであろうというふうに思っています。

もう一つは、委員長報告にありました。営利を目的としたこういう施設については、当然地元負担を考えなければならない。しかしながら、委員会の中の説明では、地元負担についても、地元と協議をしているのかと思ったら、まだそうではない。担当課の頭の中にあるということでありました。こういうような状況で、本当にこの南魚沼からオリンピック選手、

世界選手権にいく選手を育てるといのであるならば、まずトレーナー、コーチ、それから育成のプログラム、この3つをきちんと確定した上で、そして、完全に仕上がったこの施設に対して、指定管理を行うというのが私は筋だろうというふうに思っております。以上、反対討論でありました。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 議案第50号 南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をしたいと思っております。私は昨年、これが試験運用されたときに、山のほうにも何回も行きました。私は非常に子供たち——大会も今回しましたし、子供たち、そして一般の人たちも非常に親しみをもって飛んでいました。中には、私はここの施設が飛べる方がいるのかと思っていましたけれども、本当に地元に住んでいる人たちでも、ちゃんとリップから飛び出して、これはもう一般の45歳とかこういう飛んでいる方もいましたし、7歳ぐらいの方も大会に出て、非常に飛んでいました。そして、皆さん一つ一つ言うのは、非常に管理も行き届いていて、いい施設だということで、本当に私はあの施設ができてよかったというふうな思いがあります。

私はこの施設というのは、これからの子供たちのためにもなるし、南魚沼のスポーツの振興、そして日本のスポーツ振興、こういうふうな非常にすばらしい自慢——自慢というのもおかしいかもしれませんが、子供たちに夢を与える施設になると思っております。県内のトップアスリートたちの団体、少年グループなどのチームなんかもここで飛んだりもしていますし、合宿で利用というの也非常にあります。ことしに関しては、また、さらなる人たちもやってくると思っております。私が聞いている限りでも、冬だけ引っ越してこようかというふうに、子供が小学生の親御さんが、こちらのほうでこのハーフパイプをするために来るという声も聞いています。私は大変いいという点があると思っております。

あと、ちょっと地元負担についてとか、いろいろありましたけれども、営利を求める施設かという点は、私はこれは営利を求める施設とはちょっと違うのではないのかと。青少年の育成とか、そういう点だと思います。では例えば、運動公園とかはどうなのでしょう。テニスとか、非常に南魚沼にテニスコートだっていいのだってありますよ。野球場だっていいのだってありますよ。多目的グラウンドだっていいのがありますよ。そこにはきちんと市民も使うし、あとは旅館業者さんなんかも使いますよ。一人一人がみんな市のスポーツ振興、そして私たち住民が豊かになるための視点で利用されています。あの施設には地元負担を求めないけれども、この施設には地元負担を求めるべきという意見に対しては、私は何を言っているのかちょっと正直わかりません。

また、高鷲に対しての意見がありました。私はこの地元の管理組合の方とも、高鷲の方ともちょっと話したことがありますけれども、高鷲の人たちはこうも言っていますよ、地元の人たちに。私たちのノウハウを教えるので——いっぱいこういうスキー場のハーフパイプなんかの施設のカットとか、こういう人材も育てていかなければ、スキー産業というのはだめ

になっていくということで、私たちのノウハウを教えるので、みんなでスキー産業を盛り上げていきましょう。これが高鷲の方たちの意見でもあります。

そして、指導員をちゃんとしっかりして、16番議員は常に指導員がどうだ、ああだ、こうだと、私は16番議員が言っているこの間の石打トレーニングセンターだって同じですよ。あのときも指導員がとか。100%の事態で始まる、100%の管理状態で何でも運営しろなんていっていたら何もできないですよ。走りながら決めていくというのだから、私は大切なことだと思います。

本当にこのモンスターパイプ、そしてトレーニングセンター、非常にこの市はこの2年、3年、ここにかかわっている時期、私は非常に頑張ったと思います。ぜひ、全員賛成になるようにいただきまして、このモンスターパイプに花を添えていただければと思います。以上、私の賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第50号議案南魚沼市モンスターパイプの指定管理者の指定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 平成29年請願第1号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願に対する討論を行います。

まず、最初に本請願に賛成者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。請願第1号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願について、賛成の立場で討論を行います。所得税法第56条では、配偶者、その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと定め、家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。これは戦前の家父長制の名残が税法に残ったものといえ、欧米では自家労賃——親族に払う給料ですよ——自家労賃を基本的に認めています。また、家族従業者を税法上、自分の給与所得がないものと扱うことは、一種のただ働きの制度化といえ、個人の尊厳、国民としての権利保障などの点からも大きな問題です。

日本国憲法では、全て国民は個人として尊重される。国民の権利については——ちょっと

中を抜きますが——国政の上で最大限の尊重を必要とすると定める 13 条、全て国民は法のもとにあって——中を抜きます——政治的、経済的、または社会的関係において差別されないと定める 14 条、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと定める 24 条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定める 25 条、財産権はこれを犯してはならないと定める 29 条など、これらの条項にも違反する中身です。

そのことは昨年 3 月に国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対して、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費として認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。国に対し、女性の自立を促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討するよう求めるとの勧告を行っており、国際的にも問題視されているわけで、早急に廃止が求められます。

先ほどの委員長報告の中でも触れられていましたが、また 56 条に関する議論の中で、青色申告にすれば家族への給与が認められるのだから問題はないとの意見がありますが、税法上はあくまで白色申告が基本であって、特例として青色申告が認められ、家族従業員への給与が認められているわけで、基本となっている 56 条は廃止すべきと考えます。多くの皆さんの賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は本請願に今回反対の立場で討論に参加したいと思います。実は会派の打ち合わせの中では、過去にもこの請願が出たことがありまして、私は多分、賛成の立場で話をしたのですが、この関係条例を今回改めて、予備日のきのう調べてみましたら、この 56 条の持つ意味というのが、やはり日本には今、必要だなという感じでありました。

この 56 条につきましては、確かに今、発言者がいうように、今の白色申告の中には不公平、不合理な点は多分多くあると思います。それを是正するためということなのでしょうけれども、56 条を廃止しただけでその全てが解決するかというと、そういうわけにはいかない。56 条の意味するところは、では 56 条を廃止した場合にその所得が恣意的に家族に分散される、そこを防ぐ役割もひとつ持っているわけでありまして。もう一つは、ではその白色を基本とすればいいではないかということなのですが、こういう日本の状況の中で、この 56 条ができてきた。そしてそれを補完するために、世界に我が国だけなのなのですが、先ほどから出ています青色申告というのが出てきているわけでありまして、そこら辺を総合的に考えると、今の中では簡単に 56 条を廃止して、それで済む問題ではない。

請願者の皆さんも気持ちはわかりますけれども、じゃあ、どういうふうにするのかの公平性とか、そういうところ、恣意的な所得配分がないような、そういう制度をつくり上げるのか。そうしたらなるのかという、そこら辺も考え合わせないと、なかなか自分たちの思い、自分たちの生活のことだけを考えて決められるものではないというふうな思いに達しましたので、本当に今回どうしようかと悩んだのですが、今回の請願内容からしまして、請願には

反対をしたいというふうに思います。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 29 年請願第 1 号 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成 29 年請願第 1 号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

○議 長 平成 29 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 29 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 29 年請願第 2 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 5、第 49 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 6、第 53 号議案 工事請負契約の締結について（塩沢・中統合保育園新築（建築）工事）、この 2 件を一括議題といたします。2 件について社会厚生委員長・腰越晃君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会審査報告を行います。本委員会は平成 29 年 6 月 5 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

審査の状況につきましては、平成 29 年 6 月 9 日、委員の出席状況 9 名全員であります。議

長からも出席をいただきました。また、執行部からも報告書に記載された各部長、課長の出席をいただきました。

最初に第 49 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本件につきましては、委員会における追加説明はございませんでした。すぐに質疑に入りました。質疑と答弁の要点だけを申し上げます。提案理由についてでございますけれども、宿日直の対応する救急外来件数が大和病院において減少し、負担が減っている中で、大和病院と市民病院の宿日直手当に差異をつけるものである。これは医師からの提案。そして、これによる削減額、実績から判断すると、201 万 6,000 円となる。以上であります。討論なく採決、賛成全員。全会一致で原案可決であります。

続いて第 53 号議案 工事請負契約の締結について(塩沢・中統合保育園新築(建築)工事)、これについても執行部からの追加、補足の説明はございませんでした。すぐに質疑に入りました。質疑と答弁の概略を簡潔に報告申し上げます。今年度において、平成 29 年度は建築、電気設備、機械設備、これで 4 億 4,000 万円。ほかにペレットボイラーの設置工事を予定している。これについては県から補助金があるので、今のところはまだ金額等については未定である。また、平成 30 年度については解体工事、通路工事、外構工事で 5,000 万を予定しているというような内容でございます。これについても討論なく、採決。全会一致、原案可決でございました。以上で報告を終わります。

○議 長 2 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 傍聴できなかったもので、審議の経過をちょっとお聞きしたいのですけれども。宿日直の関係なのですけれども、何もなければ患者さんのところへ行って対応することもいない、宿当直業務をそのまま過ごせばいいわけなので、その点からすると大和病院も六日町病院も何もなければ同じ。ただ、忙しさが違うからというようなことなのかもしれませんけれども、その辺がちょっとよくわからないのですが、額の算出根拠のところ、206 万 1,000 円とかそこら辺の数字が出てきたのですけれども、その 206 万 1,000 円の話だけだとこの金額に差をつけるというその根拠がちょっと明らかになっていないので、そこら辺の経過がどういうふうなことになっていたのかということをお知らせいただきたいという点と。

もう 1 点、ちょっと気がかりなのは、これが医師のほうから出てきたのでということですが、非常に説得力があるような話なのですけれども、果たしてそれでいいのかという、こういう話がいいのだということになると、どんどんそういう方向にもいく可能性もあるような気がするのです。そこら辺についてのやりとりがあったか。あったらその内容をお聞かせいただきたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 今のご質問に直接関係する内容ではございませんけれども、これについては経費削減の目的があったのかという質疑がございました。これについては具体的

のそういう目的があったのではない。お医者様のほうからそういう提案があったと。

この理由の背景については、現状、昨年の市民病院と大和病院の救急外来患者数、これが上げられております。市民病院 3,774 人に対して、大和病院 150 人。大和病院では急患がほとんどない状況になっているので、宿日直業務の軽減が図られている。そういったことから、市民病院と差をつけてもいいのではないかと医師の方からの提案があったと。医師と検討しながら、合意できる金額に決定したものであるという内容の説明があります。答弁になったでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 49 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 49 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 53 号議案 工事請負契約の締結について（塩沢・中統合保育園新築（建築）工事）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 53 号議案 工事請負契約の締結について（塩沢・中統合保育園新築（建築）工事）、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 51 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは第 51 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして

提案理由を申し上げます。本議案は財産区管理条例第3条の規定により、財産区管理委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。このたび、大字塩沢財産区の2人の委員から、任期満了による退任の申し出と、2人の委員から6月30日をもって辞任したい旨の申し出がありました。つきましてはこれを認め、新たに高橋正和氏、青木栄一氏、松本春喜氏、中山昇氏の4人を選任したく、ご同意をお願いするものであります。

選任に当たりましては、関係集落からの推薦をいただいております。任期につきましては、平成29年7月1日から平成33年6月30日までの4年間としたいものであります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第51号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）、高橋正和氏、青木栄一氏、松本春喜氏、中山昇氏の4名、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第51号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 日程第8、第52号議案 市有地内の倒木による家屋損壊事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第52号議案についてご説明申し上げます。本案は平成29年1月17日、浦佐上町地内で、市所有地の杉が雪の重みで折れ、民家の屋根を直撃し、損害を与えたもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要につきましては、同日午前2時ごろ、浦佐2734番地木津正俊氏宅の裏山であります水道の配水池跡のある市有地の約15メートルの杉1本が根元から折れ、木津宅を直撃したものであります。被害につきましては、大屋根の一部に穴、中屋根の片側の軒先が全部折れ、下屋となります風呂場の屋根と柱が一部破損し、トイレのサッシ1枚が損壊したものであります。

議案をごらんください。和解並びに損害賠償の相手は、南魚沼市浦佐2734番地木津正俊氏

であります。2、損害の額は、1,697,188円とし、3、事故の責任割合は市100%とするものであります。4、和解の要旨は、南魚沼市が相手方に2の損害の額を支払うことで和解し、以後一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

なお、本件の損害賠償につきましては、市所有地の立ち木であります、工作物が何もない自然に放置された立ち木のため、総合賠償補償保険の対象とならないものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 参考にというか聞いてみたいのですけれども、よくこういった減価償却のある建物に関しては、減価償却分が補償されないというようなことがあるかと思うのですけれども、被害者にとってみると、機能復帰に私費を使わなければならないような事態だったかどうか。当然だというふうな考え方なのか、ひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 保険の支払いの関係には、再調達価格ということで減価償却等、加味する支払いの方法もありますけれども、これにつきましては、耐用年数が大幅に延びたり、価格の増加により不当な利益を得るというようなことではなく、相当な範囲の修理を施したということで、現状回復そのものがなされたということで、修繕費そのものの額を補償するものでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう1回確認しますが、要するに機能復帰ということは、本人はそれ以外にお金を出すことはなかったということであるかお聞きします。それについては今、話を聞くと、穴があいて、片側垂木が全部鼻が折れてということになりますと、かなりの額なのではないかというふうに私は想像したのですが、もう一度お聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 これ以外に本人の負担はございません。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ただいまの部長のお話を聞いた中で、市有地の中でも、保険対象になる立ち木と、そうでない立ち木があるということ。それがまた、市の管理状況といいますか、今までの由来にその辺の保険対象内外が分かっていると私は聞き取りましたけれども、こういう危険な可能性がある立木、こういうのがほかにあるかどうか。その辺の調査はしてありますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 当該土地につきましては、旧大和町名義の土地でございます。説明の中にもありましたが、旧配水池跡ということで、恐らく配水池の利用のために取得したものであると思いますが、その根拠となる書類等は残っておりません。ただ、その後、配水池を廃止した後で、

普通の山林としての形で今まで維持され、管理区分等が明確にされないままにきたものであります。

普通の山林等につきましても同じ形であります。特に市の施設があつたりということでも常時利用している場所であれば、危険箇所等、また危険な倒木等の見回りはしていると思いますが、山林につきましては、今そういった管理はしていないのが現状でございます。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 こういう管理の今までの経緯によって、保険対象にならない、そういう案件が人家の近くとかであるのであれば、ちょっと私は問題だと思っております。先ほどの部長の説明を聞いた中で、早急に調査をしながら、危険があるのであれば、そういう恐れがあるのであれば手当をしていただきたいと思いますと思いながら私の発言を終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第52号議案 市有地内の倒木による家屋損壊事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時5分といたします。

〔午前10時45分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時05分〕

○議 長 日程第9から日程第27までの南魚沼市農業委員会委員の任命について、19件を一括議題といたします。本案について一括して提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第54号議案から第72号議案 南魚沼市農業委員会委員19人の任命につきまして、提案理由を一括して申し上げます。ちょっと長くなりますのでよろしくお願いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから、市長村長が議会の同意を得て、任命することとなったことか

ら、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、現在の農業委員が平成29年7月19日をもって任期満了となりますので、新しい農業委員の任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。農業委員会等に関する法律第8条第5項に、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとありますが、19人中13人が認定農業者であり、過半数となっております。

また、同法8条第6項には、利害関係を有しない者が含まれることとありますが、利害関係を有しない者が1人おります。さらに同法8条第7項には、年齢性別等に著しい偏りが生じないようにとありますが、年齢につきましては30代から60代まで、また性別につきましては男性が15人、女性が4人となっております。

それでは、第54号議案から72号議案まで順に申し上げます。最初に第54号議案であります。関匡和さんは浦佐にお住まいの47歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第55号議案であります。中澤玲子さん、穴地にお住まいの60歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、現在市の農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第56号議案であります。山田幸子さんは樺野沢にお住まいの59歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、現在市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第57号議案であります。高野作栄喜さんは、寺尾にお住まいの49歳の男性で、個人からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第58号議案であります。内山裕子さん、宇津野新田にお住まいの62歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。農業に従事し、現在農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き適切に行うことが期待できる方であります。

次に第59号議案であります。井上理恵子さん、東泉田にお住まいの51歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。井上さんは農業経営は行っておりませんが、観光関係の仕事に携わった経験があり、地域の情勢に明るく、農業分野以外のものの意見を反映させる中立委員として職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第60号議案であります。岡村義政さんは石打にお住まいの64歳の男性で、魚沼農業

共済組合からの推薦により応募があったものです。過去に市の農業委員会委員を3期9年務めた経験があり、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第61号議案であります。並木孝夫さんは法音寺にお住まいの65歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされ、現在市の農業委員会会長職務代理として職務を行っておられる方で、農業に関する見識も当然有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方としております。

次に第62号議案であります。中島直樹さんは大崎にお住まいの59歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在市の農業委員会委員として職務を行っておりまして、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第63号議案であります。中嶋正幸さんは竹俣にお住まいの66歳の男性で、魚沼土地改良区からの推薦により応募があったものであります。認定農業者として農業に従事をされ、農業関係団体での勤務経験を持ち、農業に関する見識を有していることから、このたびこの職務を適切に行うことが期待できる方であると判断しております。

次に第64号議案であります。原澤眞さん、上十日町にお住まいの56歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事され、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第65号議案であります。牛木友哉さん、小栗山にお住まいの39歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされています。現在農業委員会委員として職務を行っておりまして、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方としております。

次に第66号議案、林昭彦さん、雲洞にお住まいの64歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされております。農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

第67号議案であります。井上秀樹さん、一村尾にお住まいの46歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされ、現在農業委員会委員として職務を行っております。引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

第68号議案であります。小野塚清一さんは小木六にお住まいの67歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされ、現在南魚沼市農業委員会会長として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第69号議案であります。駒形哲也さん、茗荷沢新田にお住まいの47歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされ、現在市の農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有していることから引き続き

お願いし、期待ができる方であります。

次に第 70 号議案であります。平賀道朗さん、仙石にお住まいの 69 歳の男性で、しおざわ農業協同組合からの推薦により応募があったものです。行政での勤務経験を持ち、現在しおざわ農業協同組合の理事を務めておられ、農業に関する見識を有していることから、委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

次に第 71 号議案であります。飯酒盃孝夫さん、上野にお住まいの 69 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事、そして農業に関する見識も有していることから、委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

第 72 号議案であります。大平泰弘さん、野中にお住まいの 54 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事をされ、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

長くなりましたけれども、以上 19 人の農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど、いろいろ——この市農業委員ばかりではないですけれども、いろいろ人事のことがあります。この規定には入っていないかもしれませんが、国民の義務として納税の義務があるわけで、こういう中に滞納者というのがあると、非常にそこは違うというかもしれませんが、なかなかどうのものかと思えます。今の市長の発言からしますと、識見と人格ということなので、そういうものはないものと思って我々は判断しなければいけないと思うのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 当然そういう方になっていただきたいと思いますが、この要件にはその部分がないということでもありますので、特に調べているということはありませんので、答弁にさせていただきますと思います。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 住宅委員会とかですと、滞納がある人は市営住宅に入れない。そこまで調べてやるわけですけれども、少なからず税金が、ここの人件で決まれば、これは給料として——給料というのか、何か手当なのかわかりませんが出るわけでありまして。もし、そういう方が、今の枠にはいないわけですけれどもいた場合というか、住宅委員会ではそこまで調べて審議するわけですけれども、そういう場合はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど、要件にないということですが、やはり今ほど識見とか人格の話まで触れているわけで、そういう方になっていただきたいということですが、滞納とかがあるという場合であれば、やはりそれは滞納の整理の仕方といいますか、そういう形で見れば、かかるべき正当な手段できちんとその方には向かっていくわけです。今回それをここの中で議

すということは私はちょっと今の段階ではできかねるというふうに思っています。そういうことがないということを感じておりますが、あった場合にはそういう手続になるかという思いです。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長のお言葉を信じて、もし、そういうお金が発生しているのであれば、速やかな処理をしていただきたいというのが普通に思っているところであります。今後、やはりそういうことも、各一方ではそういうことをみるわけです。住宅委員会とかではそういうのを審査するわけですよ。

こうやって人の、市民のこと、いろいろなことを決めていく中で、義務が——国民の義務ですよ、納税というのは。それを果たしていない人が人に指導をしたり、いろいろ人のことを決めるわけです。そういうことはいかなるものかとやはり思うわけです。我々が知り得る情報ではなく、中身というのは当然皆さんでしか知り得ない情報なのです。それが精査できるのは行政でしかないわけです。行政が選ぶ人事なので、その辺はしっかりしていただきたいと思いますが、最後に答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 まさにこういう同意決定がされるところでそういうことの話が出ているということは、当然これに該当される委員として、この今出ている方々はそれぞれ思いをめぐらせてもらわなければなりませんし、我々としてもそういう部分につきましては、要件にないということでもありますのでなかなか強制力をもってということにならないかもしれませんが、先ほど言った、正当な手続として、まずはそれを差し上げる。そして、もう一方ではそういう話もあったということをきちんと伝える。もしも、そういう方がいらっしゃるのだとすれば、それはきちんと是正をして、その公の場に臨んでもらいたいということを申し伝えたいと思います。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 先ほどの紹介を聞いていますと、ほとんどが認定農業者というような紹介で、ということは規模の大きい方が圧倒的に多いということだと思うのです。私は一般質問の中でも市長に触れさせていただきましたが、小規模で頑張っている人も大事にしてほしいと。そういう意見が繁栄するような人事なのかと若干心配もあったのでちょっとお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 この件につきましては、いろいろ事務等をずっと行ってきた担当のところがありますので、そちらに答えさせます。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 今回の法改正につきまして、最低、農業委員の全体に対して、認定農業者が過半数という規定がありますので、うちは19人ですので、最低10人以上はいたってはならないということです。今回は13人おりますが、若干多いですけども、一応国の

方針で認定農業者をいっぱい入れろとなっていますので、こういう形になっておりますが、約6名、その非認定農業者がいらっしゃいますので、そういう意見も反映しながら運営はしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決については5月26日に行われた議会運営委員会において、簡易採決とすることで決定をしております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、採決は簡易採決といたします。

○議 長 第54号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、関匡和氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第54号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、関匡和氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第55号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中澤玲子氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第55号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中澤玲子氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第56号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、山田幸子氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第56号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、山田幸子氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第57号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、高野作栄喜氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第57号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、高野作栄喜氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第58号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、内山裕子氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 58 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、内山裕子氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 59 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上理恵子氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 59 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上理恵子氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 60 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、岡村義政氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 60 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、岡村義政氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 61 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、並木孝夫氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 61 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、並木孝夫氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 62 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島直樹氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中島直樹氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 63 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中嶋正幸氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 63 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、中嶋正幸氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 64 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、原澤眞氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 64 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、原澤眞氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 65 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、牛木友哉氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、牛木友哉氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 66 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、林昭彦氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 66 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、林昭彦氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 67 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上秀樹氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 67 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、井上秀樹氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 68 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、小野塚清一氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 68 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、小野塚清一氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、第 69 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、駒形哲也氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 69 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、駒形哲也氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 70 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、平賀道朗氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 70 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、平賀道朗氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 71 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、飯酒盃孝夫氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。第 71 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、飯酒盃孝夫氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 第 72 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、大平泰弘氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 72 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、大

平泰弘氏は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長 長 日程第 28、第 73 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第 73 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。人権擁護委員の若山文雄さんは、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

若山さんは 3 期 9 年間、人権擁護委員としてご尽力いただくとともに、平成 28 年 4 月からは副会長としてご活躍され、平成 28 年 6 月には全国選挙管理委員会連合会表彰を受けられており、現在も南魚沼市選挙管理委員会委員を務められるなど、人格、識見ともに申し分のない方です。なお、任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決は起立により行います。第 73 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、若山文雄氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 73 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長 長 日程第 29、第 74 号議案 工事委託変更契約の締結について（市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の変更について）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 74 号議案につきましてご説明申し上げます。本案は樋渡東西線 JR 委託事業として、平成 27 年 6 月定例会で 5 年間の継続費としてご決定いただき、工事委託契約の議決をいただきました。市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の変更であります。

今定例会第 46 号議案 一般会計補正予算（第 1 号）での樋渡東西線 JR 委託事業の継続費補正で増額の決定をいただいたことにより、変更協定書（第三回）の締結をするものであり

ます。なお、3回目の変更となるのは、協定における工事の内訳について、協定総額に変更のない工事内容の調整や、現場の状況に合わせた工事費の項目間の組み替えによる変更協定を2回行っているためであります。今回は総額の変更額が市長の専決事項の指定第3項で規定します、議決された契約の金額の100分の5以内で、かつ1,000万円以内の額の増減を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事委託変更契約締結の議決をお願いするものであります。

議案1ページをごらんください。契約の名称は記載のとおりであります。2、契約金額の変更額は(3)1億5,919万2,000円の増額であります。増減率にしますと7.4%の増であります。3、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社 上信越工事事務所長であります。

3ページから5ページまでが変更協定書(第三回)案であります。5ページ、変更工事費概算額調書案の道路施設の上段、土木工事費の1億3,626万円の増額と、それに伴う管理費及び消費税の合計が増額分となるものであります。

6ページが工事変更概要であります。3の変更概要では、全体施工延長が43メートル、そのうち、トンネルとなります塩沢側道路部、塩沢側道路部函体工12メートル、鉄道部函体工16メートル、それから片田側のU型擁壁工が15メートルであります。その下、道路施設、及び鉄道施設は変更部分とは関係なく、全体の工事内容を記載したものであります。4の変更内容は、5ページで説明をいたしました内容であります。5の変更理由は、補正予算の継続費補正でも説明いたしましたが、土留め工における鋼矢板打ち込み工法の圧入工法への変更、立坑掘削等に伴い発生する濁水の処理設備の新設、鉄道部函体工の玉石の発生による、鋼製躯体けん引工の増工であります。

7ページは変更箇所を示した工事変更概要図であります。鉄道部の函体工を中心にした側面図と平面図であります。赤の斜線部分が変更関係部分で、丸数字は変更内容に対応するものであります。

以上で第74号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点お伺いいたします。まず、この工法の変更でありますけれども、当初のボーリング時には、この玉石が出ないであろうということであったということでありまして、実は6年前の大雨による土砂崩れの際に、上越線が土砂止めの役割を果たしたと。それについては、元国鉄職員の方から上越線の複線化の場合に、山側、今の下り線でありませぬ、下り線を後から施工して、非常に頑丈につくったということを知って、なるほどと納得したわけでありまして。

こういうような情報がそのボーリング調査のときに、今のJRでありますけれども、そこから調査会社のほうには情報が伝わっていなかったのではないかと考えているのですが、この辺について、もし知っている情報があれば聞かせていただきたい。

2点目は、工法の変更によって工期が、振動を抑えるというやり方がありますので、多分、延びてくるのだろうというふうに思っていますけれども、工期の変更についてはどうなっているのか。以上2点お伺いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず、最初の1点目でございますが、地質の関係で、複線のときのということでございます。予算のときにも若干述べさせていただきましたが、その部分は情報としては私どもも知っておりました。私も過去におきましては樺野沢のガード等を経験させていただいたこともございますので、それについてはそういうような複線のときに、新清水トンネルのずりを持ってきたのが、塩沢あたりまで持って来たというのも旧国鉄時代の技術屋さんから聞いたこともございます。そんな話をさせていただきながら、情報提供等、あるいは上信工のほうにも情報交換等をしてしながら、この業務をしてきたところでございますが、予算のときにも述べましたように、斜めボーリングをかけましたけれども、たまたま600、800パイの60センチ、80センチの石が出現したわけでございますが、ボーリング調査のときにはそこに当たらずに、300程度しか確認できなかったという部分でございました。

次の工期の部分でございますが、昨年度の工事は上部エレメントというのを入れました。これが複線のときに盛り込ませた部分に入れる上部エレメントの工事でございますが、このときには昨年度、上部エレメント全てを完了する予定でございましたが、やはりこのために1か月程度の遅れが生じた状況でございます。今年度、また春から工事を再開しておりますが、この上部エレメントの工事は予定どおり進んでおりますので、現段階では工程の遅れについては現在取り戻しているという状況でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この玉石の件については、そういう情報共有はなされていたと。調査のボーリングの本数等であったのかというふうに思いましたが、わかりました。

工期については、でありますけれども、近隣の住民の方から振動であったり、騒音であったりということで、非常に相談が担当の部課のほうにもいっていると思います。工期が全体として遅れを取り戻してきたということであれば心配はないのでありますけれども、あそこがJRのガード部分が完了した後、今度は市道工事に入って、完成まで相当工期が長いわけでありまして、その間、付近の住民の方にはご迷惑をおかけした中で工事を完了するという方向になってはいますけれども、この部分について、工期の遅れはありませんということが多分、住民の方にはご説明いただいたと思いますけれども、そこで住民の方がどのような話があったのか、そこのところをお聞かせ願いたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 騒音、振動等で最初の段階は工法変更をせざるを得ないというような状況でございました。これにつきましては本当に関係者の方々には個別、あるいは全体の説明会等を開催させていただきながら、地域の方にしてみれば一番不安な部分でございますから、不安解消に努めてきたという部分でございます。

工程的な部分では先ほど申しましたように、昨年度の段階で1か月ぐらいの遅れは生じましたけれども、現段階では予定どおり進んできておりますので、スケジュールの部分での、個別、具体的な説明という部分では現在まだ新たな説明は申し上げていないという状況にはございます。また今後、今度はアプローチといわれます市道が単独でやらなければいけない工事のほうをこれから市のほう発注をして、JRの委託分とはほかに直営でやらなければいけない部分をやっていくわけでありまして、この前段としましては、当然住民説明会等を十分行いまして、丁寧な説明に心がけ、関係住民の理解を求めながらやっていくつもりでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これはJR絡みの工事でありまして、地域住民の安心・安全のためということで、そのことは全然問題ないのですけれども。そしてまた、契約の発注相手がJR絡みでありますのでJR関係であります。契約金額も大変大きく、そしてまた補正金額も1億6,000万円ぐらいということで大変大きいのですので、ちょっと細かいところに及ぶかもしれませんが、そういう意味があってお聞かせいただきたいのですが。土木工事で1億3,600万ということですが、それで変更理由がこの3点上げられていますが、この3点で工事費関係1億3,600万でしょうけれども、その内訳といいますか、①がどのぐらい、②がどのぐらい、③がどのぐらいというところがわかりましたら。

それでそれに伴って、それがこの変更になったのですけれども、変更になる前から変更になった後に、どの程度変更額が、その①、②、③が伸びたのかというところがわかったら教えていただきたいのです。というのは、これは間違いなくそういう必要性からきているのでしようけれども、この事業自体が安心・安全のためとはいっても、JR主体で行われていまして、それに沿った形で、工事スケジュールに沿った形でやらざるを得ないとなると、なかなか事業費的なチェックができなくなるのではないかという思いもあります。そこら辺の細かいところですが、わかったら教えていただきたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ただいまいただきました質問で、事業費の内訳につきましては担当課長のほうから後ほど説明をさせていただきます。また、伸びた部分ということでございますが、金額の伸びは個々のほうの金額が出ておりますので、金額のほうは1億5,000万円という金額の増額になりましたけれども、現打ち合わせの段階では総体的な工期は、平成31年までの継続費の中で設定させていただいた全体工程の中でやらせていただくということで、こちらについては変更はございません。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 変更理由は3つございますが、最初の土留めの増につきましては約5,600万円、②の汚水処理設備の新設につきましては約6,000万円、③の変更理由につきましては約2,000万円となっております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 74 号議案 工事委託変更契約の締結について（市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の変更について）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 ここでお昼のため、休憩といたします。再開は 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 44 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 日程第 30、発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に対し、別紙意見書を提出するものとする。提出者は南魚沼市議会議員総務文教委員長岡村雅夫であります。賛成者は総務文教委員会全員でございまして、塩川裕紀さん、広田公夫さん、笛木晶さん、塩谷寿雄さん、中沢俊一さん、樋口和人さん、阿部俊夫さん、以上であります。

この別紙については、請願で総務文教委員会採択するものということで、それにかかわることですので、説明は省かせていただきます。記として、1、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下とすること。2 として、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上を意見として上げる趣旨でございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

〔「よろしく願います」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第31、発議第2号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

提出者、岡村雅夫議員。

○岡村雅夫君 発議第2号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてであります。南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり、南魚沼市議会会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。提出者は私であります。賛成者は中沢道夫、広田公夫、田村眞一、勝又貞夫、以上の議員でございます。

改正案の説明の前に、若干提案理由を説明させていただきますが、よろしく願います。私たち日本共産党議員団の議会報告第45号の記事で、平成28年度南魚沼市特別職報酬等審議会委員から申し入れを受けました。内容は、「当審議会が期末手当に関する答申をしたかのごとく記載されている記事内容は、明らかに事実と反しており、審議会の答申内容について、市民が誤解をするものである」ということであります。早速、審議委員様には謝罪をし、訂正文を送付させていただきました。執行部、議会の皆さんにも迷惑をおかけいたしました。今回の議会報告で訂正をさせていただく予定であります。

今回の事件で、南魚沼市特別職報酬等審議会条例を熟読させていただきました。第2条には、市長は議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を、議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとなっております。一方で、井口市長の時代から、条例を提出しようとしないうちであっても、市長給料や議員報酬について、市民の声を聞くことは大切であるとの考え方のもと、毎年審議会を開催してきた経緯があるようであります。条例にはうたっていないことであります。

私は、議員報酬に期末手当は含まれるものと考え、他の自治体の条例を調査させていただきました。ほとんどの自治体が我が市と同様の条例だそうであります。県内では新潟市の条例に、議員報酬及び期末手当の額、政務活動費の額が明記をされておりました。今回の審議会の会議録でも、期末手当を含めての議論があります。また、答申の付帯意見が掲げられていま

したが、議員報酬については、議員を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後検討していく必要があるとうたわれています。これはいろいろな意味合いがありますけれども、ここでは詳しくは述べません。以上の理由から、報酬とは、報酬の額と期末手当を含めたものとする、との結論に私は至りました。

本発議案は、所掌事項に期末手当を含めて審議していただく条例の一部改正の提案であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ぜひ、可決をしていただければというところでございます。

条例改正の別紙について朗読させていただきますが、第2条中「市長は、」の次に「議会の」を入れまして、「議員報酬」の次に「及び期末手当」を、「給料」の次に「及び期末手当」を加えるものであります。新旧対照表を見ていただきますと、第2条 市長は、議会の議員報酬及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料及び期末手当の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするということに改めてはどうかと、こういうことでございます。以上で提案理由等、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ここに期末手当の額とありますが、額は幾らぐらいにということでしょうかね。額を決めるということなので、普通、報酬の何分の何々と出ているわけですよ、6月であれば。それについていかが思っているのか。

また、手当にはこの期末手当のほかに、寒冷地手当、通勤手当というものがありますけれども、そういうものについては、いかがするつもりですか。

もう1点。特別職ですけれども、副市長となっていますが、教育長、水道管理者、病院事業管理者の文言はここにはないわけですけれども、その点どういう考えか。その3点についてお聞かせください。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 第1点目の期末手当の額ではなく書いてあると思うのですが、給料及び期末手当——そうか、こういう捉え方をするか——要するに、今までは給料の額だけ決めていたのです。ですから、給料と期末手当、これが月数、100分の何々日という形で2つを合算してというような形になっているか。それは報酬条例のほうを読むとそうになっておりますが、それについては、今は審議会条例だけの考え方をしています。

報酬条例について言いますと、非常に、そういった今言われた寒冷地手当とか何とかとか話が出るわけですが、そのほかに費用弁償とか、そういうのがでてきます。費用弁償については、読んでいきますと——期末手当については準拠すると。要するに国等の特別職に準拠するというような形で、勤勉手当が抜けた形に特別職の場合はなっているかというふうに思っています。

それから、特別職の教育長とかがないではないかということではありますが、それは付則の

ほうで、教育長あるいはその常勤特別職が、市長、副市長のほかにあるようではありますが、とりあえずは今のもの審議会条例について、期末手当を勘案していただきたいと、こういうことであります。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ、この間の議会でのやりとりの中でこれが出てきたわけですね、正直な話を言うと。この間の議会の議員とかの歳費をいじるときに、何人かの議員が、報酬審議会では、期末手当とか議員報酬の期末手当とかはいじらないというふうなものも、討論とかで話しているのに、そうではないのだ、そうではないのだというふうな雰囲気の中で、期末手当を入れないのはおかしいとか。要は今までの現状を説明しているのに、理解しようとしなかった点も、今のこの提案者の皆さんには私はあると思ったのです。その中で、こういうふうなものを出してくるといのは、私はあまりいい形では——自分たちが勘違いしていたのを正当化するために条例をだしてくるようにも、私はとれるわけです。

そういうのでこれを条例化していくというのは、私は問題があるとも思うのですが、そのところの前のときの説明はそうではない、そうではないと言っているけれども、結局これを出してくる。提出者は議運の説明の中でもちよろちよろ、あとは文章の中でも、話をいろいろ私たちはちょっと間違えていましたみたいなことも言っていますけれども、正当化するために今回も出しているというのは、おかしい点があると思うのです。

そういうふうにおかしく見えることを、共産党さんは今回やっていると思うのですけれども、私は見えてしまうのですが、そういうことを懸念することは逆にはないのですか。言葉は悪いですが、まことにするために、自分たちを正当化するためにこういう条例を出していく。うそから出たまことという例えがいいのか、どうなのかちょっとわかりませんが、私はちょっと疑問を感じるのですが、そういう意見もあることについて、どういうふうに思いますか。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 そういういい方をする人自身がちょっと私はわからないのですが、正当化するとかそういう問題ではありません。これには第1条というのがありまして、第1条、第2条と、2条の部分を最終的にはその期末手当ということを加えることでいいのかということに、事務方にも教えていただきながら、最終的に至ったわけではありますが、なぜかと申しますと、これは議員報酬審議会ではないのです。議員と市長、副市長の特別職ということが前段にありますので、それで非常に理解が難しいところがあります。

例えば第1条ですが、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額についてと、これにはすんなり読むと、議員だけのことを考えていると、期末手当も入るのかと錯覚を起こす文章になっています。そして、それは実は説明を受けますと、議員報酬等の額についてというのは、議員報酬と南魚沼市特別職の給料と、こういうことになるわけです。ですから、そこがなかなかとりにくいところだというふうに思っていました。その2つが並列しているがために非常に難しい。

ですから、今回の説明の文には、議員報酬に絡む形で期末手当、本当は議員報酬と特別職の給与という形を、いつもそれを繰り返してしゃべらなければならない形になるわけです。決して正当化するためではなく、こういう間違いをまた繰り返さないためにはこういうことかと。そして、さっきの説明にもありましたが、井口市長の時代から、市長給料と議員報酬と、これについては手当も入った形のものではないか。このときには報酬の額という言葉を書いていないのですね、職員の方からいただいた書類を見ても。

ですから、報酬の定義がなかなかそれぞれによって、この条例を知っている人は額なのだと、本給なのだと、こういう考え方で捉える人が、期末手当のことに別なのだよと、こういうふうには捉えていると思うのですけれども。私が井口市長の時代からというのは、条例を提出しないときであっても、市長給料や議員報酬について市民の声を聞くことは大切であるというのは、私はその総額の問題をいっているのかというふうには捉えるのです。そうするからには、ここに「期末手当」という言葉をきちんと入れたほうが、何々等というときに、役職なのか、額なのか、あるいは報酬の総額なのか、なかなか読み取れない部分があります。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 先ほどの答弁の中で、議員報酬等とかいう額について、いろいろやっている。私は今話を聞いていたら、こうすればいい。ただ単に報酬審議会の人に、期末手当も今後やってくださいよとお願いすれば、もう今までどおりの条例で変わらないではないかというふうには提案者は言っているようにも、私は感じるのです、私はね。だってこれでもう期末手当も本当は読める条例ではないかというふうには私は受け取れるのですけれども、それをわざわざこういうふうに出していくというのも、私はどうなのかというふうな思いがありますので。そこでやめておきますが、どういうふうにも、簡単に教えてください。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 それで、誤りがあつたからと、こういうことに捉えてもらわないと。だって、私が議事録をいただいて読ませてもらっていると、審議会は報酬と手当を両方総額でやるのではないですかという質問がまずあります。そうした中で、またその中で、その先の文言でありますけれども——ちょっと待ってください。議員の報酬ですが、賞与を含めても500万円を切る額となっているとか、そういった審議がされているわけであります。そして答申には、期末手当はしないのだと。こういうことですので、またそういう質問をしても、審議会条項には諮問の該当ではありませんと、こういう説明をするわけです。

ですから、私は合わせた形で審議は現にされているということ、それは同じことなのです。ですけれども、そう思って議員報酬アップという形で我々が明記したことによって、議員報酬ではない、期末手当は我々はみていないのだと、こういう話になってきたわけでもありますので。私は議員報酬というのは、期末手当も入った報酬なのではないかということを明確にしておいたほうがいいのではないかという立場になったと、こういうことなのです。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 提出者にお聞きするわけですが、ちょっと言葉尻をというようなことでもないのですけれども、報酬審議会の方々に、先ほどの説明の中では謝罪をしましたと。それで執行部や議会にも迷惑をかけましたということでありまして、その次に、次の議会報告で訂正をさせていただきますと、こういうふうにありますけれども、訂正だけで謝罪はしないのか。あるいは、もう一つは、このいわゆる公の場で、きちんとかういった場で皆さんが、あのときの言い方は違っていました、ということは今までに、我々に全然していないわけです。あるいは、したのかも知らないけれども、我々には届いていないと思います。そういうことをきちんとしていないから、先ほどの自分たちのやったことを追認するよう見えちゃうよというような意見が出てくると思うのですが、その件について1件お聞きします。

それから、条例ということについて、これは議員発議ですよ。本来、やはり条例というのは市の決まり事をきちんと決める根本であります。それを改正していこうというこれは大きな問題だと思うのです。それをいわゆる、この場にひょろっと出してきて、いきなり我々に賛成しろという、その姿勢ですよ。

そして、いつも岡村さんが言っていますけれども、こういっことをするには執行部にいろいろ資料を出せ出せ、早く出せ出せといっているけれども、今回、それこそ我々に何の音沙汰もなくこういうのがでてきて、それで我々に賛成しろと。これはなかなか、もうちょっとやはり条例というのを重く考えていただければと私は思いますが、条例を改廃といいますか、改正するに当たっての心構えというか、この辺、条例をどういうふうに捉えているのか、そこをお聞かせください。

○議長 提出者。

○岡村雅夫君 謝っていないという問題が最初にあったようですが、私は申し入れを受けたのが——にんを言っていだらうかね——秘書課長、議長、事務局長の3人のいるところで、私とその指摘を受けました。そして、どういった形をとるかということは、我々は議会報は定期で出していますので、弁明の場所は次回の議会報告であるということ、その時点で言っております。

そして、正式にその後に審議会から、審議会の数人からと始めはありましたが、全てから申し入れがありました。文書でありました。その文書を見て、私の解釈と執行部の秘書課長さんの解釈とを整合させまして、そしてとりあえずその申し入れのあった審議委員の方々全員に、訂正文と謝りの言葉をまず添えて送付させていただきました。

その後の議運の席で発言が、にんを言いますけれども、中沢俊一議員からありました。その席ではいろいろ議論がありましたが、先般のこの準備ができた段階で、その後の初めての議運でありましたので謝罪をし、こういった形で提出をするようになるということ、議運の席では言わせていただきました。

そして、これに至る経過については、条例を私どもが出すのではなくて、これは市長職、常勤特別職もありますので、本来なら議会が一方的——議会というか、議員のたかが私どもが出す問題ではないのではないかと、こういった解釈をしてしまったわけでありまして、

何らかの方法をとって、もう少しわかりやすい条例にできないものかという相談はしました。

しかし、今で何の不都合はないということでありましたので、そうではなくて私はこういった形に至るまでには、総務課長さんをお願いいたしまして、実際はどういう状況になっているのでしょうかね、ほかの条例は、ということで、近隣から県内、そして全国的な幾つかの例を教えていただきまして、こういうことに至ったわけです。

そして、それは条項だけありますので、それで事務局とひとつどういいう形が一番いいのかということで、最終的にはこの期末手当という言葉を入れる形のみということで提出をすることになりました。それは姿勢がどうのこうのということになると、我々だけで決められる問題ではないことも十分わかっていますし、皆さん方の、要するに議会が提案をして条例改正する問題と、執行部が提案する問題と両方あります。特にこの問題に関しては、両方の立場のことをやらなければならないわけでありますので、本来ならば執行部が提案し、そして議会と協議をし、という形がベターだったのではないかというふうには私は思っているところであります……（「簡潔をお願いします」と叫ぶ者あり）

腹いせとか、そういう問題ではございませんので、ひとつ、ぜひ、いいほうに解釈していただければ。これでは何が弊害があるかというあたりをくみ取っていただければというふうに思いますが。

○議 長 20番・腰越晃君。簡潔をお願いします。

○腰越 晃君 最初の説明で疑問に思ったのですが、議員の報酬というのは地方自治法では、地方公共団体は議員報酬を支給しなければならない、という一文しかないのです。期末手当とか、何々手当というのは一切ないのです。そういう中でまずお聞きしたいのは、提出者の議員報酬とは何なのかということです。

それともう1点は、今ほどの樋口議員との質問とだぶってしまうかもしれませんが、この特別報酬等審議会というのは、市長の諮問機関ですね。当然市長の考え方も反映されなければならない条例なのです。それを何度も出ていますけれども、唐突にこのように発議してくる、その考えというのが、今ほどの答弁を聞いてもわかりません。これもう取り下げたほうがいいのではないかと思います、考えを伺います。

○議 長 提出者。簡潔をお願いします。

○岡村雅夫君 報酬については、私は期末手当を含めた総額だと思っています。そして、報酬の額というのは、月額ですよ。基準となるものがそれで、その基準で期末手当が加算されているわけです。その期末手当については、報酬審議会等は除外して、市長が提案すると、こういう形が今の形だと思うのです。要するに審議会の意向は聞かなくても、悪く言えばお手盛りができるということです。ただ、それは、上部団体等で13.何か月という形で決められてはおりますけれども、そういった形です。よその例を見ても、その3.2か月とかという問題ではないようであります。いろいろやれるようであります。

それから、市長の諮問機関であるからということで、私も何回もそういう話でこういった解釈がなされないようにはどうでしょうかねということで、話をしてきたのですが、そして

審議会の内容等も議事録等も見せていただけるような形で、そうすると今言われるように、執行部サイドで出して、そして諮問機関としてしたらどうかということは、私も常に考えていました。

唐突にとかそういうことですが、唐突にではなくて、これだけの議論があったわけでありますので、それについては、私は何とかもう少し明確にできる方法はないかということは、暗中模索をしながら、執行部の調査等をしてもらいながら、指導をしてもらいながら、ここまで来たということであります。私が提案したから賛成できないというのであれば、その次の機会は執行部がやってもらうかということになるかと思いますが、はい。以上ですが。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 自治法に準拠して、各市町村、自治体の条例もつくられているというふうに私は判断しておりますし、議員報酬と期末手当とは全く違うものであるという認識を持っています。13番議員が最初に質問したように、何々手当というものと、議員報酬とは全く別のものである、そのように認識しております。ですから、自治法は議員報酬しかうたっていないのです。そのように理解しています。

それから、2つ目の質問ですけれども、やはり、共謀罪における自由民主党の議案の取り扱いが問題であるというふうに、提出者は朝、何かで言いましたけれども、やはりこういう提案の仕方というのは、私は間違っていると思います。しっかり議会の中で議論をし、さらに市長部局とも話をしながら、この内容について決めていくべきでしょう。ただ、報酬と手当とは全く別物であると認識しておりますので。意見になってしまいましたけれども、以上、申し上げておきます。

○議 長 提出者。

○岡村雅夫君 きょう唐突にということではなく、この議会前の議運の席で、まだ提出者も決まっていない段階でありましたけれども、こういうのを準備していますということで、皆代表の議運の方々にはお配りさせてもらっています。

それから、その自治法にそううたっているからということについてであります。そういうのを踏まえた中で、この新潟市の条例がやられております。これには政務活動費までも対象という形になってはいますが、ここは数十万の政務活動費が月にあるわけでありますので、それは当然だろうなと思って見ていたのですが、我が議会としてみれば、政務調査というところまではまだいいのかなという感覚で、この新潟市議会の条例を教えてくださいまして考えたということであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○岡村雅夫君 よろしくお願ひします。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 反対の立場で討論に参加させていただきます。発議第 2 号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正について反対の立場で討論に参加します。

法律上も報酬と手当は別物であって、それぞれ条例によって定める必要があるというふうになっております。今ほど新潟市の例を言いましたけれども、最近では議員になろうという人が少なくなっていて、果たして現在の額で妥当かどうかということに関しては、職務内容とともに十分に検討する必要があるとも思いますし、これを話すということであれば、議員に対する報酬を総額で議論することであれば、報酬、期末手当、政務活動費、費用弁償を踏まえて議論すべきであって、今、共産党さんとか提出者が言っていることに対してはいかがなものかと思っております。

また、額の決定ということを行っていますけれども、現行の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正や、特別職の職員の給与等に関する条例も、そういうのであれば改正の必要があるとも思っていますし、給与体系の制度は国家公務員の制度を基本として、国、県の動向に頼らざるを得ないものであり、人事院では各種の手当について、状況に応じて勧告を行っていて、従来からそれぞれのそれに準拠しているものだと普通に思っております。

今ほど言っている提出者、賛成者もそうですけれども、先の誤解を与えるような記事の正当化を求める改正案であるということが、私には思えてなりません。本末転倒に近いものであると私は思います。

報酬審議会は自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、市長の付属機関であり、市長の諮問機関ですね。意思決定の際、第三者の機関の意見を聞くことにより、一層の公正を求めるためであり、審議会の設置条例を議員発議で改正するというのはいかがなものかと私は思っております。

以上を思い、反対の討論とさせていただきます。ぜひ、多くの皆様に賛同していただきたいと思っております。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 発議第 2 号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。私は 3 月議会での南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正への反対討論の中で、特別職報酬等審議会が開催されたのは、提案のあった条例改正についての審議のための開催と受け止め、その中で据え置くとの答申があったものと思い、その部分を引用した反対討論を行いました。ほかに引用した議員もおられたわけで、同じように誤解しての引用だったと思われます。

また、特別職報酬等審議会は、条例改正がなくても開催されるとのことですから、期末手当も含め、審議していただくよう改正することで誤解を招く心配もなくなると思っておりますので、

条例改正に賛成をいたします。

以上、賛成の趣旨を理解いただき、多くの議員の皆さんから賛同を得られますよう、よろしく願いいたします。以上、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

15 番・小沢実君。

○小沢 実君 それでは、南魚みなみクラブを代表しまして、発議第 2 号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加いたします。この一部改正の中の期末手当の追加であります。期末手当につきましては、人事院勧告で 3.2 か月というふうに決められております。また、人事院勧告では一般社会の情勢に適応した民間企業の給与水準に準拠するとしていますので、あえてここで南魚沼市特別職報酬等審議会委員会で、さらにまたそこに負担をかけるというのは、いかがなものかと思えます。この期末手当を検討する必要は、審議会ではないと思われま。よって、条例の一部改正に反対の討論といたします。多くの皆様方の賛同をお願いいたします。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 私語は慎んでください。次に原案に賛成者の発言を許します。

3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 賛成の立場で討論に参加させていただきます。私がこれに賛成する理由は、私が総務文教委員会に出たとき、このような見解したときに、総務部長に質問したときに、審議会に期末手当というのは審議しないことになっていますけれども、何か資料等そういうものは出されたのでしょうかという答弁の中に——これはもしかしたら間違っているかもしれません。済みませんけれども、私はそういう資料を出しましたという答弁があったと記憶しております。

ですから、そういう資料を出すということは、少なくとも審議、審議ではなくて、見ていただきたいという気持ちがあるのであれば、やはりそれも一緒に審議していただければよいのかなと思っています。

ただ、先ほど共産党さんのいろいろな質問が出て、詫びてないではないかと。別段僕は、私は共産党でもありませんし、その文書を出したわけでもありません。僕は審議をしていないということは、その時点で確認していますから。でも、そうであってもやはり総額の給料を皆さん、一般の市民の方は——それは人勧だ、何々といろいろ法律の難しい話を皆さんはされますけれども、では市民に説明するときに、本当にそんなことを言って説明しているのでしょうか、皆さんは。

やはり、総額でどのぐらいだよということが、一番簡単に市民に説明するに、僕は一番だと思いますので、トータルで審議していただければ。なおかつ、市長の諮問機関であるかもしれませんけれども、少なくとも市長は見識のある審議委員の方を選ばれていると思います。その方たちが、いや、やはり上げなければいけないのですよと言っただけならば、それを議会にきたときに議員にまた諮れるわけですよ。その中で議員が個々に判断して、賛成す

ることによってそれが決まるのですから、やはり法律上、今お聞きして大変な作業があるのだということは認識しましたが、トータルでやるのが一番いいのではないかと思います。以上。

○議 長 入るときと退場するときは、きちんと礼をしてから。（「済みません、了解しました」と叫ぶ者あり）

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 私は平成 26 年から 27 年まで、特別職報酬等審議委員を務めた立場から、賛成の理由を述べます。経験を生かして述べたいと思います。先ほど、議事録に期末手当の件も載っていたということが言われたわけですが、平成 26 年のときには資料として出されました。そして、幾ら、どれだけしたいということが書いてありました。議員報酬と期末手当と両方の額が書いてありました。そしてその後、それは間違いであった、期末手当については諮問する必要がなかったということで、また資料の差しかえがありました。ですので、そのときのことが入っていたのかというふうに思いますが、審議委員のほうも、執行部のほうも、わかりにくいことになっているというのは事実だと思います。

県内では期末手当と政務活動費についても諮問している自治体があり、近年特に市民の関心も高くなっています。審議会で広く、公平に議論することは市の財政状況や特別職の職務についても、市民に理解を深めてもらうよい機会になると思います。期末手当について諮問されないと、そのことへの意見はほとんど述べられません。

また、審議会では県内他市の人口、世帯数、面積、議員定数、財政力指数、期末手当等の比較資料も配付され、ほかにも行政職モデル給料、市長公務件数、議員費用弁償、年度別改訂経緯、市内給与所得者の平均給料月額など、多くの資料も配付されます。月額報酬が妥当か審議する中では、期末手当も含め、全体として考えるほうが判断しやすいと思います。月額報酬も期末手当も、市長をはじめ、議員自身の年収にかかわる重要な内容です。審議会で公平な立場から慎重審議いただき、その答申を受け、議会で議決することが広く民意を聞く姿勢を示すことになると思います。

なお、審議会でも配付されました資料には、ほかにも 2 つの通知と通達があり、参考のため一部抜粋します。

昭和 48 年 12 月 10 日、各都道府県知事宛に現総務省に当たる自治省行政局公務員部長通知、特別職の報酬等についての一部には、スライド方式ではなく、職務の特殊性に応じて定められるべき。その額は個々、具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべき。額の決定について、広く民意を繁栄させるために設置されている審議会の実効性が失われることのないよう留意とあります。また、昭和 22 年 5 月 29 日、地方局長通達には、議員報酬は各地方公共団体の長等に対する給付及び当該団体の財政事情を勘案し決定することが適当とあり、通

知の日付は古いですが、現在も有効とのこと。審議会では担当部局からの、このような・・・

〔議長、休憩動議〕「賛成」と叫ぶ者あり

○議 長 ちょっと休憩いたします。そのままお待ちください。休憩です。

〔午後1時58分〕

○議 長 休憩を閉じて討論を続行してよろしいですか。

〔午後2時02分〕

○議 長 議員の立場も踏まえてひとつ発言をしていただきたいと思います。

討論を続けてください。

○田中せつ子君 審議会では担当部局からのそのような多くの資料に沿った的確な説明と、議員が日ごろより市民にわかりやすく説明をし続けることが重要と痛感します。これにより委員は職務の特質性、財政事情の勘案、他市との比較、民間動向と民意の反映を総合的に審議することができるというふうに思います。よって、誤解のないようにここで条例にきちんと載せること、変更することについては、今条例の一部改正に賛成いたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決をいたします。発議第2号 南魚沼市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第2号は否決をされました。

○議 長 日程第32、発議第4号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

提出者、中沢道夫君。

○中沢道夫君 発議第4号 農業者戸別所得補償制度復活に係る意見書の提出についての趣旨説明を行います。私は一般質問の中でも触れさせていただきましたが、来年度から米の減反政策が廃止になるのに合わせ、米の直接支払交付金も廃止されます。平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度で、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、10アール当たり1万5,000円の支払いだったものが、平成25年度からは経営所得安定対策に切りかわり、現在は10アール当たり7,500円となっています。これは不十分ではあれ、米価の下落が続くもとでは、多くの稲作農家の再生産と農村を支えることに役立ってきたものです。

確かに米の生産調整目標の達成を条件に交付されてきたため、生産調整がなくなれば廃止も当然との市長からの答弁も、私も理解はできますが、政府が生産調整を廃止することによって、米の自給安定に対する国の責任を完全に放棄し、生産や流通を完全な市場原理のもとに置くことになるわけで、政府による農家への下支えが一切なくなることを意味します。これは米の件に関してですね。そうしたもとでは、農家は常に生産者米価の暴落におびえながらの稲作経営になってしまいます。

一方、アメリカやヨーロッパでは、国や地域によって生産条件の異なる農業に対して、自国の農業や農家を守るための補助金は、当たり前の制度になっています。食料自給率が40%を下回るような我が国で補助金をなくすことは、食料自給率の向上や国土や環境の保全など、農業の持つ多面的役割を失わせ、農村の崩壊にもつながるものと考えます。農業者戸別所得補償制度という名称はどうあれ、危機的な状況にある農業経営を下支えし、現在稲作に取り組んでいる農家が営農を継続していくためにも、補助金の復活が必要だと考え、提案したものです。

以上、提案の趣旨を理解していただき、多くの議員の皆さんから賛同を得て、採択されますようお願いして、趣旨説明といたします。

○議 長 質疑を行います。20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 この意見書を今読み、説明を聞いて、1つ疑問があるのですが、この農業者戸別所得補償制度というのは、ここに経過が書かれていますけれども、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して10アール当たり1万5,000円ということなのですが、この生産調整が廃止されようとしている段階で、これがスライドした制度を維持し、さらにまた7,500円を1万5,000円に戻してほしいという要求には矛盾があるというように思うのです。そのところはどのようにお考えなのですか。

○議 長 提出者。

○中沢道夫君 これは先ほど話をした中でも触れましたが、生産調整目標を達成した農家に支払われてきたと、確かにそういうことです。ただ、最後のほうで述べていますけれども、私は制度にはこだわらない。要するに下支えをする制度をつくってほしいと、そういう意味合いです。いいでしょうか。

○議 長 10番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私もずっと百姓をやっています、零細な農家であるわけですが、これで生産調整が原則撤廃をされる。それで、1万5,000円の下支えができた場合。1万5,000円というのは、1俵当たり、うちみたいに7俵半しかとれないところは、約2,000円ですよ。自由につくってよくて、しかもまた2,000円のもの下支えができれば、かなり自信を持ってつくる人がいっぱい出て、私は米価が暴落すると思うのです。その辺ことについてどうお考えでしょうか。

○議 長 提出者。

○中沢道夫君 私は今でも3万円というのはちょっととんでもない時期もあったわけですが、今の農協に出している米価が決して高い金額だとは認識はしていません。もう少し高くないと、再生産というのはなかなか難しいのではないかというふうに思っています。1俵約2,000円の補助金があったからといってみんながつくって、それ以上に大暴落するというようなことは想定していなくて、それ以前にやはり国が支えるという姿勢を——これまで米に関する支えが一切なくなったわけですから。そういう点での提案です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議長 長 討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許します。

23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 発議第 4 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、反対する立場から討論させていただきます。この討論については正直なところ、私も大規模農家でありまして、断腸の思いで反対討論をさせていただきます。

今、提出者から話がありました、この戸別所得補償は、それこそ生産調整が始まってから長い間、40 年以上こういった制度をしながら、それこそ猫の目行政と変わりながらも、こうした農家を守ってきました。そうした中でこの 1 万 5,000 円の戸別所得補償、これは 2010 年ですか、民主党が政権をとったとき、初めて農家の補償ということでもって 1 万 5,000 円が導入されました。これこそ本当に農家にとっては今までにない新しい制度というか、本当に農家にとってはすばらしい制度であったと私は思っています。

しかし、その後 2013 年度には、また自民党の政権が変わり、そして今回 7,500 円になりました。それに対して、先ほど米の直接支払制度、また畑作物の直接支払制度、それと水田利活用の直接支払制度と、そういった制度がなされて今日になっています。それを、廃止を来年度からするという事は、これは前から言われています。

私はむしろ、今、生産調整が 40%以上になっています。戸別所得補償をもし継続するという事になると、それこそ今後、生産調整の面積が 45%、50%にしてくださいよと、そういうことにもなりかねないと思っています。私は個人的には、確かに今後、これからは競争力だと思います。これはどこの地域もそうです。私はこの日本一のブランドの製品として、ここできちんとこの地域に適したものは米しかない、それも前から前市長がいつていますし、私もこれを全部ここでつくるべきだと、そういうふうに思っています。

今、日本の人口も年々減ってきて、米の自給も年間 8 万 3,000 トンから年々減っています。そうした中で、これをもし戸別所得補償を取り上げて、生産調整を多く増やすということになりますと、恐らく今後、かえってこの田畑やそれが荒れてくるのだと、そういうふうに私は感じています。そうした中で、やはり同じことを言いますけれども、この日本の中で日本一といわれるブランド品を守るためには、我々農家もきちんとしたよい品物をつくって、そしてきちんと販売していくと。今それが求められている時期ではないかと、そういったふうに感じます。

私も今、17 町歩からやっていますし、非常にこれから先不安でもありますがけれども、やはり生き残るためにはきちんとすばらしい、お客さんに喜んでいただけるような米づくりをしていく、そして、他産地に負けない、そういう米づくりを目指して、もう戸別所得補償制度は無理だと私はそう思っていますので、この発議第 4 号に対しては反対する立場から討論させていただきます。皆さん方の、ぜひ、賛同をいただきたいと、そのようにお願いするところ

ろであります。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 発議第4号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書に対して、賛成の立場で討論に参加いたします。来年からの減反政策廃止によって、魚沼産コシヒカリを自由につれる、農家にとってはうれしいことではありますが、しかし私は、あくまでも農家の経営を下支えする政策、価格補償と所得補償があつてのことだと考えます。

平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、稲作農家の再生産と農村を支えてきました。ここにきて交付金の廃止は、農家にとって、大規模農家、私のような兼業農家にとって、大きな打撃となり、今後、農業を続けられるか、まさに苦痛の状況であります。

これまで政府はWTO、世界貿易機関に加盟以来、食管制度による米、麦の価格補償や、民主党政権が始めた戸別所得補償をきれいさっぱり投げ捨てて、生産費の基準でない市場価格を基軸にした貧弱な経営安定対策にほぼ一本化してまいりました。

欧米が進めている農業政策はどういった内容でしょうか。アメリカは2014年、農業法に基づいて、不足払い、価格支援融資、ならし対策、収入保険の四層構造によって、生産費を償うという価格補償を強化し、自国の農家、農業を支えています。農家経営を下支え政策は、欧米では当たり前となっております。価格補償を崩す日本、一方、価格補償を強化するアメリカ、まさに農業政策の違いは明らかであります。

食料自給率の向上を、安全・安心な食料は日本の大地から目指して、本発議、農業者戸別所得補償制度の復活を求めていく、これを足がかりとして、この日本でも欧米並みの価格補償の復活をという、多くの農家の皆さんが願う道が切り開かれていくことを展望して、賛成討論といたします。皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

14番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第4号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、反対の立場で討論に参加いたします。農業者にとって平成30年からの生産調整廃止は、約50年にわたる長きの減反政策であり、農政の大変革であります。農業者には期待もあります。しかしながら、相変わらず米の消費の減少が続き、需要は毎年8万トンもの減少をしていると伺います。生産調整廃止後の過剰作付により、さらなる米価の下落も考えられ、いずれにしても農業の先行きは厳しいと感じていますが、所得を補填する直接支払いを行うには、多額の財政支出が必要となり、一旦廃止を決めたことについて復活は厳しく、国民が納得できる理由が必要となるなど、実現へのハードルは高いでしょう。

意見書の中の稲作農家の離農が加速していることは、担い手などに集積が進んでいることもあらわしています。補填金にできるだけ頼らない農業者の自立も重要であるのではと考えます。国主導でとっていた自給バランスは、今後県単位で行っていく仕組みになりますが、

生産調整が全てなくなるのか、今後の動きにも注目していきたいと思っております。今後の農政の中で、新たな補償制度も考えなければならぬときがくるのかとも感じますが、今回提出の戸別所得補償制度の復活を求める意見書については、現段階では反対であります。

つけ加えますが、南魚沼市の稲作農業生産者が果たす役割は、南魚沼産ブランドにさらなる磨きをかけ、より品質の向上に取り組み、行政や関係団体と連携して、全量を販売していくことが重要であり、農業経営を安定につなげることができると思っております。以上で、本意見書については反対の討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第4号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第4号は否決されました。

○議 長 日程33、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付をした内容で議員を派遣することに決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定をいたしました。

○議 長 日程第34、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。

〔午後2時24分〕